

学校評価の推進に関する調査研究協力者会議(第四回) 資料

学校の第三者評価の評価手法に関する調査研究 海外事例調査概要報告

2006年10月30日

株式会社三菱総合研究所

調査目的、調査対象国

調査対象国	調査目的
英国	<ul style="list-style-type: none"> ・1993年以降、全初等・中等学校が最低2回の監査を受けている。第三者評価制度が成熟しており、運用に関する知見が豊富である。 ・統制機能の役割を担いながらも、2005年の改定により、自己評価を出発点とした第三者評価を学校のマネジメントサイクルに位置づけた制度運用を参考にしている。 ・監査を監査委託機関に委託するモデルを採用している。委託機関各社における監査のノウハウ、評価者養成、学校支援サービスなどについて調査を行う。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年以降、全初等・中等学校が監査の経験を持ち第三者評価の経験に富んでいる。 ・統制機能としての役割を負いつつも、「教育の自由」の伝統に基づき、個別の学校の自立性や責任の尊重にはこれまでも積極的であった。教育監督法導入以後、すでに長く存在してきた学校支援制度とあわせ、教育監督における学校改善をどのように実現しているかを把握する。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパ諸国では特徴的である中央集権的要素が色濃く残っている国において、大学区独自に導入されている第三者評価制度がどのように運用されているのかを把握する。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時期が早く(1989年～)、第三者評価制度運用に関する知見が豊富である。 ・学校改善に重点を置き、学校間競争を意図しない第三者評価制度として参考とする。 ・学校に対する支援システムの整備を重視しており、学校支援サービス、システムが充実している点から参考とする。

英国における第三者評価制度

関連する教育改革・教育制度

1839年以降

- 勅任視学官による学校の学事視学制度

1988年以降の教育改革

- 教育改革法施行
- 自主的学校運営(Local Management of Schools:LMS)の導入により、学校の自治権拡大。
(予算、人事権が地方教育当局(LEA)から学校理事会へ委嘱される)
- 全国共通カリキュラムの導入
- 全国共通テストの実施
- 教育水準局(Ofsted)による学校・LEA監査の強化・拡大
- 学校選択制拡大
(地方教育当局に関らず、学校の定員数内でどこの学校でも入学可能。)
- 説明責任(アカウンタビリティ)の保証
 - ・全国共通テスト結果の公表
 - ・全国共通テストの結果を学校ごとに公表し、一覧表(School League Table)にする。
 - ・Ofstedの監査結果をインターネット上で公表する。
- ビーコン・スクール(「卓越した教育拠点」)やシティ・アカデミー(教育困難地域を対象に公財政の支援により設立される独立中等学校)を増やすことにより教育水準向上を図る。
- 学校改善支援(国立校長養成カレッジなど)

第三者評価制度の効果

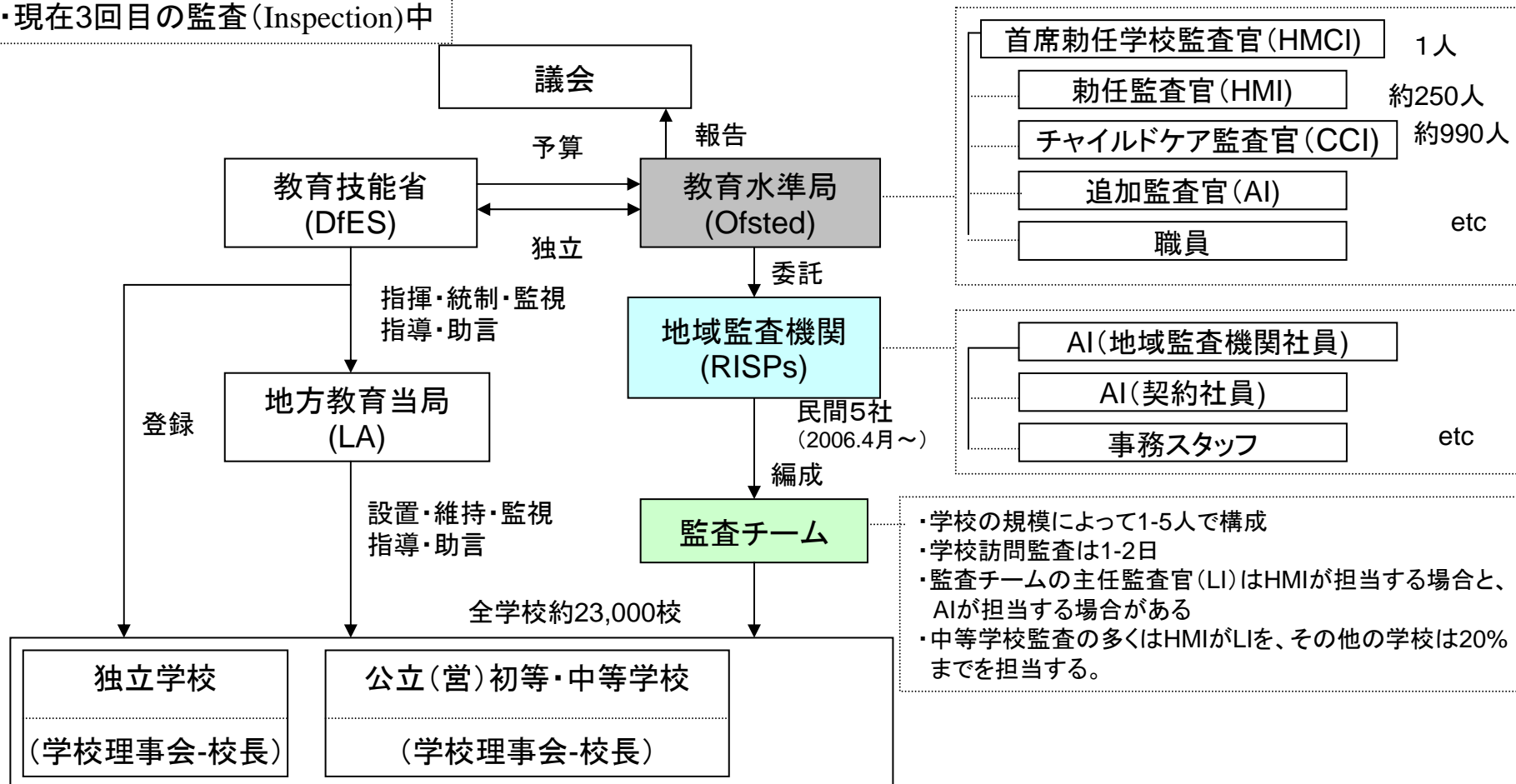
- 困難な学校(failing schools)が減少するなど、学校の教育活動の改善に効果がみられる。

英国における第三者評価制度

監査システムの概要

- ・1993年から定期的な監査開始
- ・2005年に制度の大きな改定
- ・現在3回目の監査 (Inspection) 中

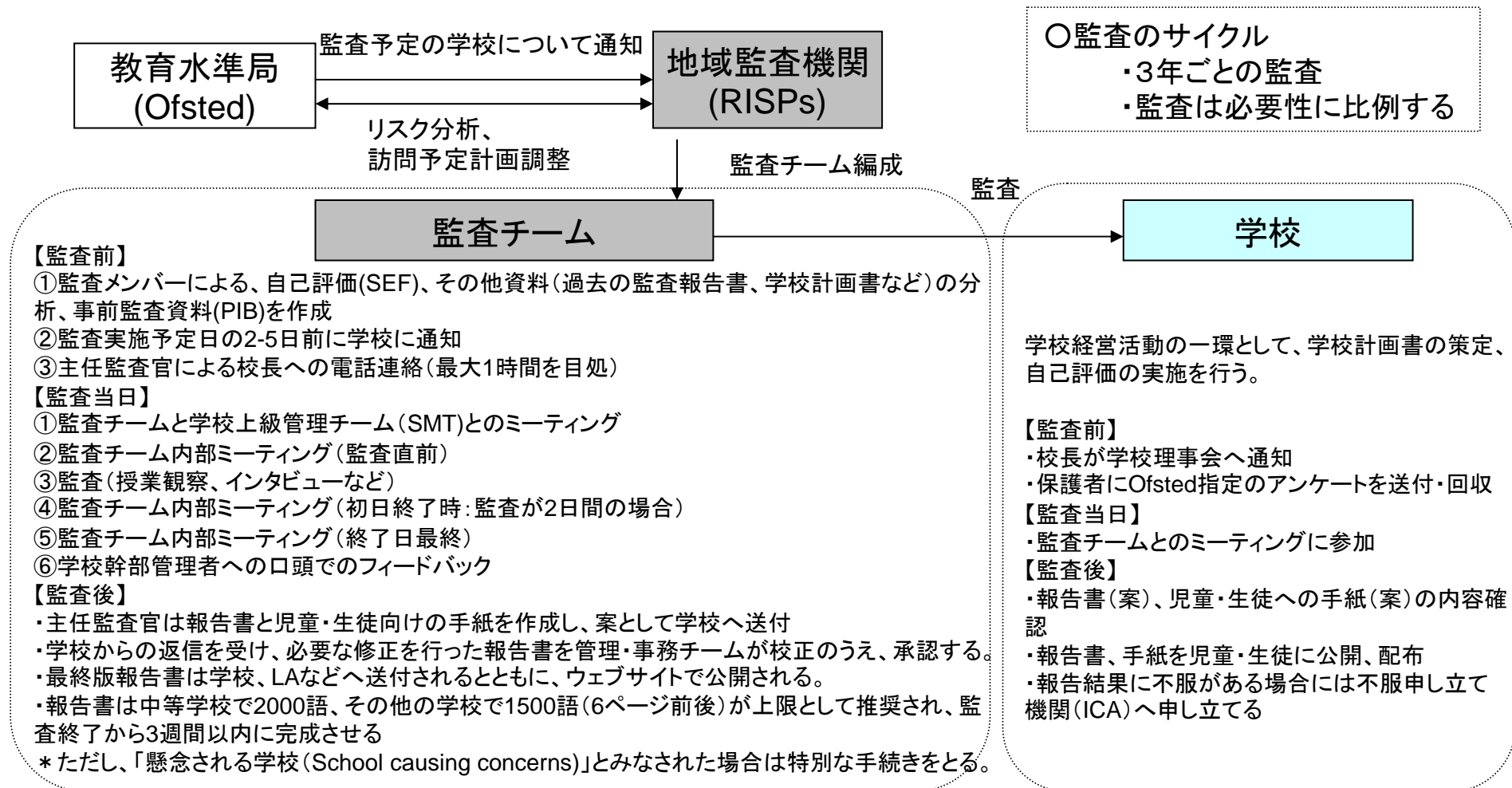
全職員約2,500人



備考: DfES: Department for Education and Skills, Ofsted: the Office for Standards in Education, LA: Local Authority
 RISPs: Regional Inspection Service Providers, LI: Lead Inspector, HMCI: Her Majesty's Chief Inspector
 HMI: Her Majesty's Inspector, CCI: Child Care Inspector AI: Additional Inspector

英国における第三者評価制度

監査サイクルと監査プロセス



備考 SEF: Self-evaluation form, PIB: Pre-inspection briefing, SMT: Senior management team,
ICA: Independent Complaints Adjudicator

英国における第三者評価制度

監査の目的と監査項目

■学校監査の目標

学校監査は教育水準、学習者の人格発達と福利、教育提供の質および学校の良好な指導と管理の向上にかか
る学校の有効性について、独立した外部評価を提供する。また、学校監査は学校が提供する教育の質を
学校が改善し、それによって教育水準を向上できるよう設計されている。

■監査項目

1.到達度と水準

- 1-1.学習者の到達度は良好か？
- 1-2.学習者の全体的人格的発達と福利は良好か？

2.教育提供の質の評価

- 2-1.指導と学習は有効か？
- 2-2.カリキュラムとその他の活動は学習者の幅広いニーズと興味にうまく対応しているか？
- 2-3.学習者は良好なケア、指導および支援を受けているか？

3.リーダーシップと管理運営

- 3-1.到達度を向上し、全ての学習者の支援をするためのリーダーシップと管理が有効か？

4.学校の全体的有効性

- 4-1.教育提供およびその他の活動が幅広い学習者のニーズに有効かつ効率的に対応しているか？
- 4-2.教育提供をさらに改善するためにどのような対策をとる必要があるか？

■監査指標

上記項目について、4段階評価および記述評価を行う。(ただし、4-2は記述のみ)

- 1.大変優れている(Outstanding)
- 2.優れている(Good)
- 3.十分である(Satisfactory)
- 4.不十分である(Inadequate)

出典: "Using the evaluation schedule", Ofsted, 2005.

英国における第三者評価制度

「懸念される」学校に対する監査プロセス

■「懸念される」学校の定義

監査の結果、全体的な有効性が「不十分である」と判断された学校はすべて「懸念される学校(School causing concerns)」に分類され、以下のいずれかを必要とする。

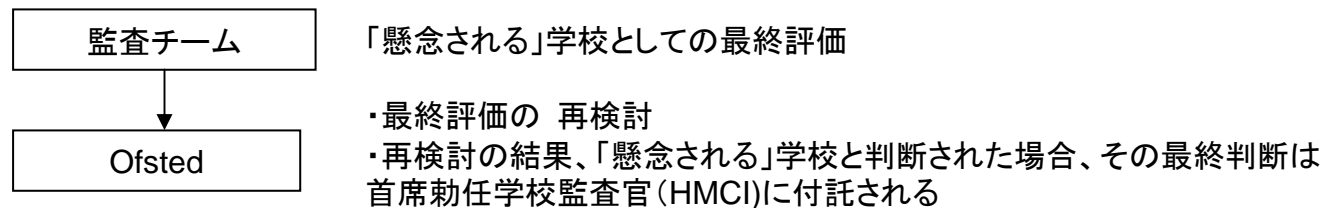
特別対策(special Measures):

学校が一般に認められる教育水準を児童・生徒に与えることに失敗し、その学校の指導、管理の責任を持つ者が必要な改善を確保する能力があることを実証していない場合

相当な改善(significant improvement):

学校が特別対策を必要としてはいないものの、あらゆる状況において合理的に遂行することが期待される成果よりも大幅に低い成果しか達成していないために、大幅な改善を必要とする場合(このカテゴリーに該当する学校には改善通知(notice to improve: NTI)が発行される)

■「懸念される」学校に対する判断の調整



■「懸念される」学校に対する監査

○特別対策が必要と判断された場合:

監査後、勅任監査官によってモニターされる。2年以内に再度監査を受け、改善が順調であれば標準監査サイクルの3年後に監査を受ける。改善が順調でない場合、地方教育局が統廃合などの検討を行う。

○改善通知を受けた場合:

1年後に再監査を受け、改善が順調であれば、標準監査サイクルの3年後に監査を受ける。改善が順調でない場合、特別対策が必要であると判断される。

オランダにおける第三者評価制度

教育制度の特徴

教育制度の特徴

- 1801年、教育監督局設立。教育文化科学省の下部組織であるが、独立性を明確にするために外部に設置。
- 1917年の憲法改正により「教育の自由」が実現され、学校の設立、教育方法、教育理念の自由が保障されている。それにより「公立校と私立校に対する平等な財政基盤」が保障されている。
- 教育方法の自由により、学校は学級編成、授業形態、カリキュラム作成、教材、教科書の選択など教育活動の組織、企画に対して相当程度の独立性が保障されている。
- 完全な学校選択の保障
- 初等教育修了段階と前期中等教育段階における到達目標としての「中核目標」の設定(目安として)とカリキュラムの一層の弾力化
- 初等教育最終学年における教育成果の客観的指標提示の義務化(方法は学校が選択可能)
- 初等教育就学中の個々の子どもの「習熟度モニター」の義務化
- 2003年「教育監督法」が施行

教育監督制度の特徴

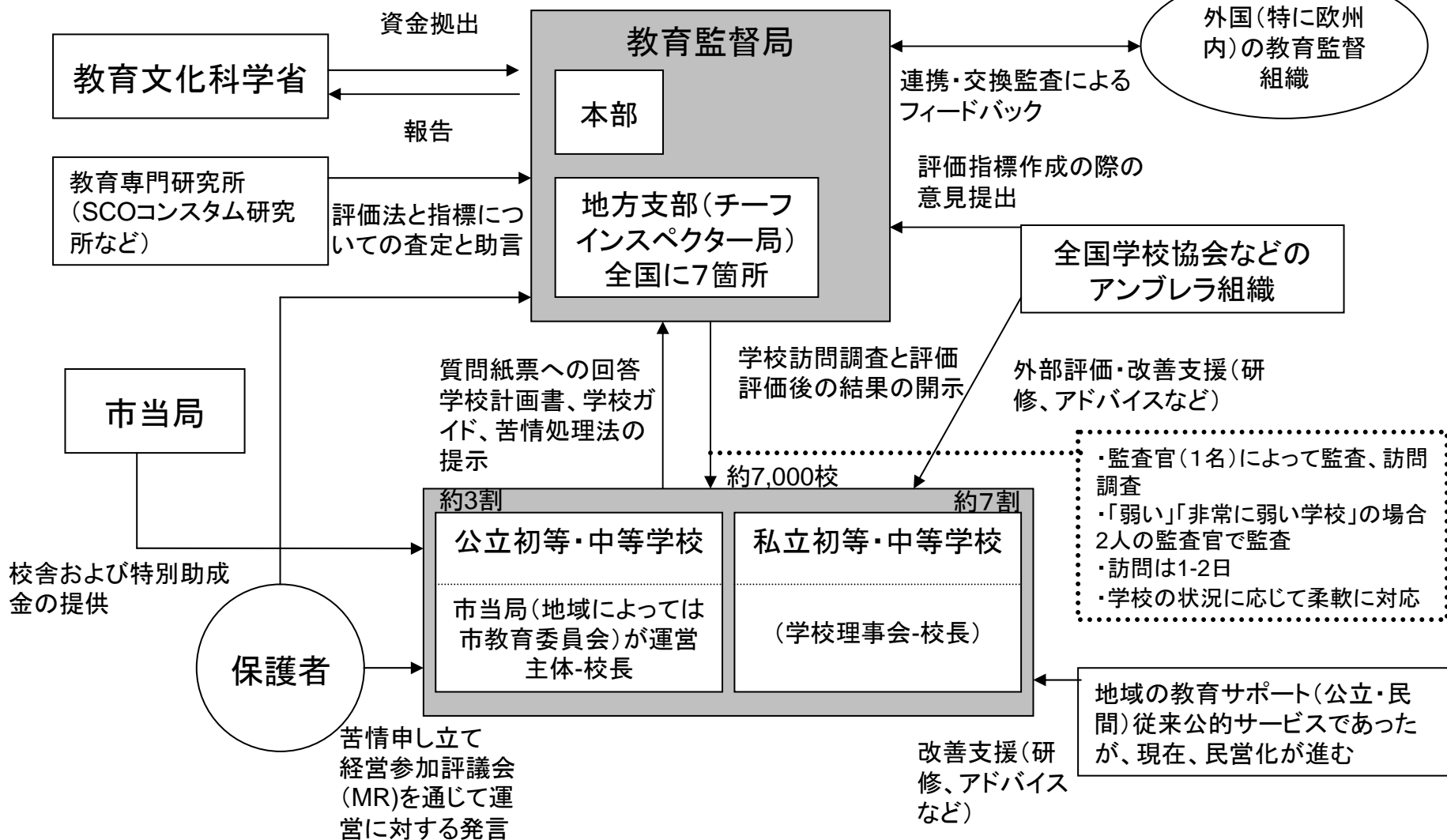
- 教育監督制度の目的
 - 1.教育関連法規に準じた教育を行っているかどうかの統制
 - 2.学校の自己評価体制の強化(学校独自の改善体制の促進)
 - 3.学校教育における理念(教育目標)と方法の多様性の維持と強化
- 説明責任の保証:「学校計画」「学校ガイド」「苦情手続き」策定・公開、監査結果公開の義務化
- 重点化(Proportionality)の導入(教育監督制度全体の最適な資源配分を行い、教育の質に応じて調査頻度を変えるなど。以下、重点化と記述する)
- 学校の財政・運営管理については監督しない
- 学校職員の任免の役割は有しない

教育監督制度の効果

- 教育監督の報告書によれば、現在の監督制度が学校改善に寄与していると報告されている。

オランダにおける第三者評価制度 監査システムの概要

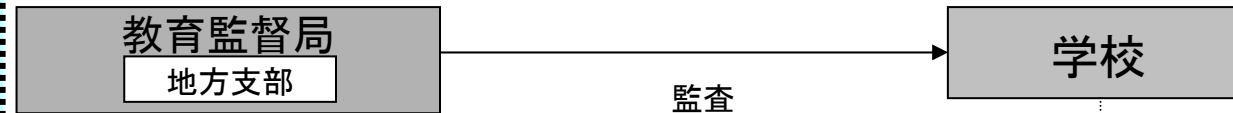
約500人/うち監査官約230人



オランダにおける第三者評価制度

評価サイクルと評価プロセス

- 評価のサイクル
- ・4年に1回の定期訪問調査(PKO)
- ・その間3年は質問票による各年調査(JO)
- ・定期訪問調査の前年には予備訪問調査
- ・評価は必要性に比例する



【監査前】

- ①監査対象の学校をJOとPKOに分類
- ②PKOの学校をリスク分析によってさらに分類し、監査内容を決定
 - (1)PKO-2:
前回のPKOで「弱い」「非常に弱い」と判断された学校はPKO-4後の2年以内に追跡調査(OKV)としてPKO-2を行う。
 - (2)PKO-4:
これまでのJO質問票および参考資料によって「非常に弱い」「弱い」「平均的」「良い」の4つに分類
 - (3)予備PKO-4(JO+訪問調査):
JO対象学校のうち、PKO-4を翌年に予定している学校はJOに加えて予備訪問を受ける。
- ③監査予定学校に電話で日程を通知(6-8週間前)
- ④JO質問票(インターネット)、JO訪問調査通知状、PKOの通知状を郵送

【監査当日】

- (1)「良い学校」:指標に基づく評価。良好な成果が維持されているかの確認。指導部(校長と補佐職員)との面接調査。授業参観は行わない。
- (2)「平均的な学校」:指標に基づく評価。前回不合格であるとされた指標が授業に関連している場合は授業参観(上限15時間程度)を実施する。
- (3)「弱い学校」「非常に弱い学校」:指標に基づく評価。2人の監査官によって監査。必要に応じて授業参観、保護者、生徒へのインタビューを実施。

【監査後】

- ・監査後4-5週間以内に報告書案を学校へ送付
- ・学校は3週間程度以内にフィードバックを行い、その後監督局で必要な修正を行った上、最終報告書を作成する。
- ・最終報告書作成から6週間以内に教育監督局公式ウェブサイト公開。

【監査前】

(PKO-JO)

- ・校長が質問表に回答(関係文書の添付提出)
- ・年間120校程度は抜き打ちで監査が行われる

【監査当日】

- ・監査官とのミーティングに参加
- ・要求されるデータを提示する
- ・授業参観の機会を提供する
- ・監査官が生徒または保護者にアクセスすることを可能にする

【監査後】

- ・報告書(案)の確認と問題点(があれば)提示する。

オランダにおける第三者評価制度

監査項目と指標

■監査項目

①JO 質問票

学校の一般データ(生徒、職員、設備など)と特別データ(学校の発達、テスト、時間、雰囲気)について回答し、回答を裏付ける文書を添付する。

②PKO指標(初等教育と中等教育は別の指標を利用。以下は初等教育用)

1.カリキュラム

1-1.オランダ語、算数/数学に対して提供されるカリキュラムの学習内容は到達目標をカバーしているか?

1-2.オランダ語、算数/数学内容は十分な数の生徒に第8学年まで提供されているか? 他

2.時間

2-1.教員は計画された教育時間を効果的に使用しているか?

2-2.オランダ語、算数/数学の学習時間と教育のために費やす時間を生徒の教育ニーズに応じて調整しているか?

3.教員の教育的な取り扱い

3-1.教員は生徒がお互いに尊重の態度で関わるよう配慮しているか?

4.教員の学習指導上の取り扱い

4-1.教員は課題に準じた勤務の雰囲気を実現しているか?

4-2.教員ははっきりと説明しているか? 他

5.生徒の教育ニーズへの対応

5-1.教員は生徒の進度を体系的にモニターしているか?

5-2.教員は生徒間の発達の進捗における相違に対して、考え方、働きかけ方を調整しているか?

6.生徒の積極的で自立的な役割

6-1.生徒は教育活動に積極的に関わっているか?

6-2.生徒は自分たちの発達レベルに適した独自の学習プロセスを組織立てることに責任をもっているか?

7.学校の雰囲気

7.1保護者は学校がそのために行っている活動を通じて学校活動への参加を示しているか?

7.2生徒と教職員は明らかに学校において安全であると感じているか?

8.テスト・ツールを含むケアとガイダンス

8-1.学校は生徒の成績をモニターするための統合的なツールと手続きを採用しているか?

8-2.学校は収集されたデータの分析について特別支援を必要としている生徒に対する支援の内容を決めているか? 他

9.成果と発達における進展

9-1.学校期間の最終段階における生徒の成果は少なくともその生徒集団の特性に照らして期待されるレベルに達しているか?

9-2.生徒の社会的技能は期待されえるレベルにあるか? 他

■監査指標

監査結果は、報告書(記述)として公開されるとともに、以下の項目について3段階で評価される。

(項目)

- 1.学習結果
- 2.学校の雰囲気
- 3.教育方法と教材
- 4.授業の質
- 5.外部との接触

赤:不合格

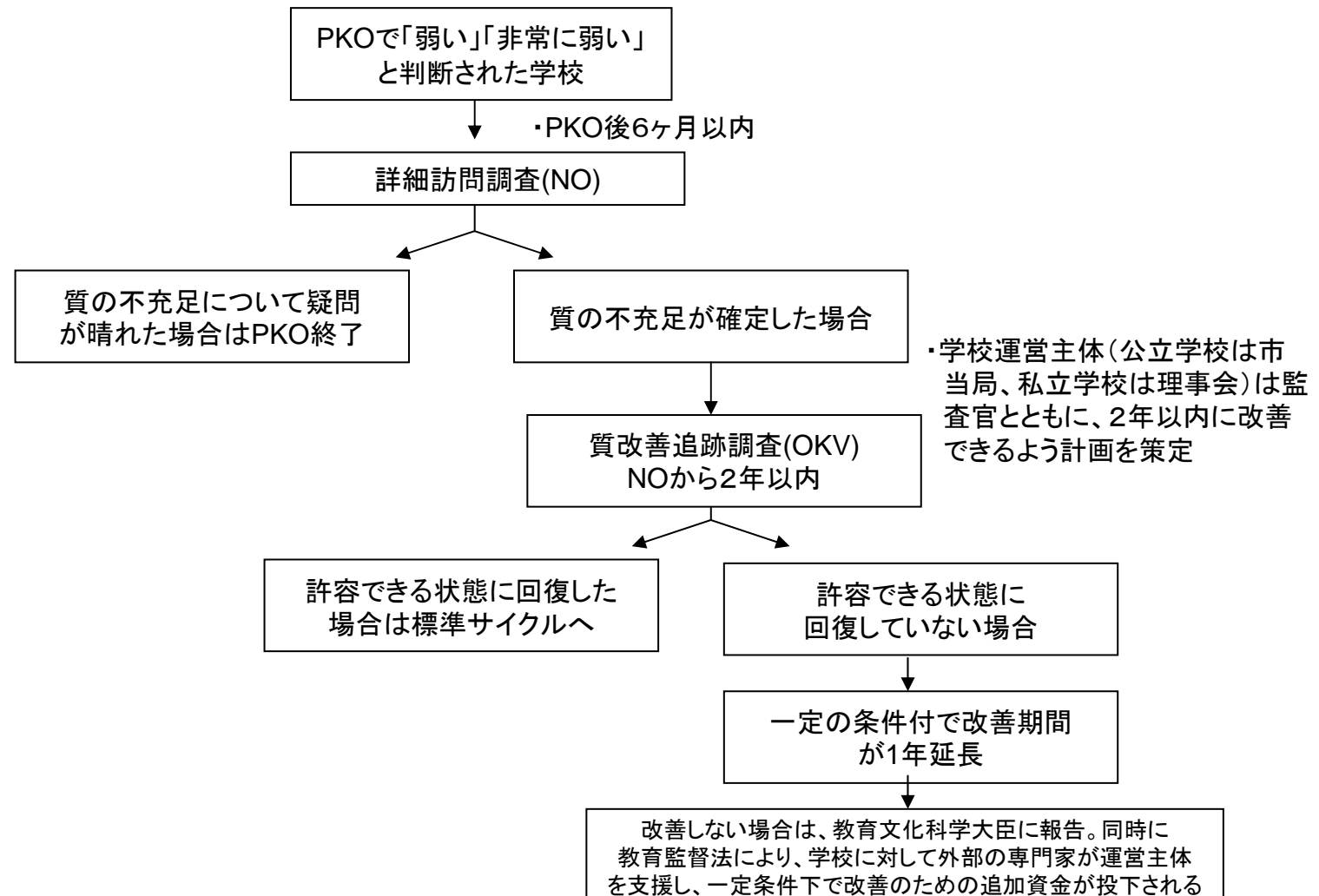
白:いずれでもない

緑:良い

出典: "Toezichtkader Primair Onderwijs 2005", Inspectie van het Onderwijs, 2005.

オランダにおける第三者評価制度

「弱い」「非常に弱い」学校に対する監査プロセス



フランスにおける第三者評価制度

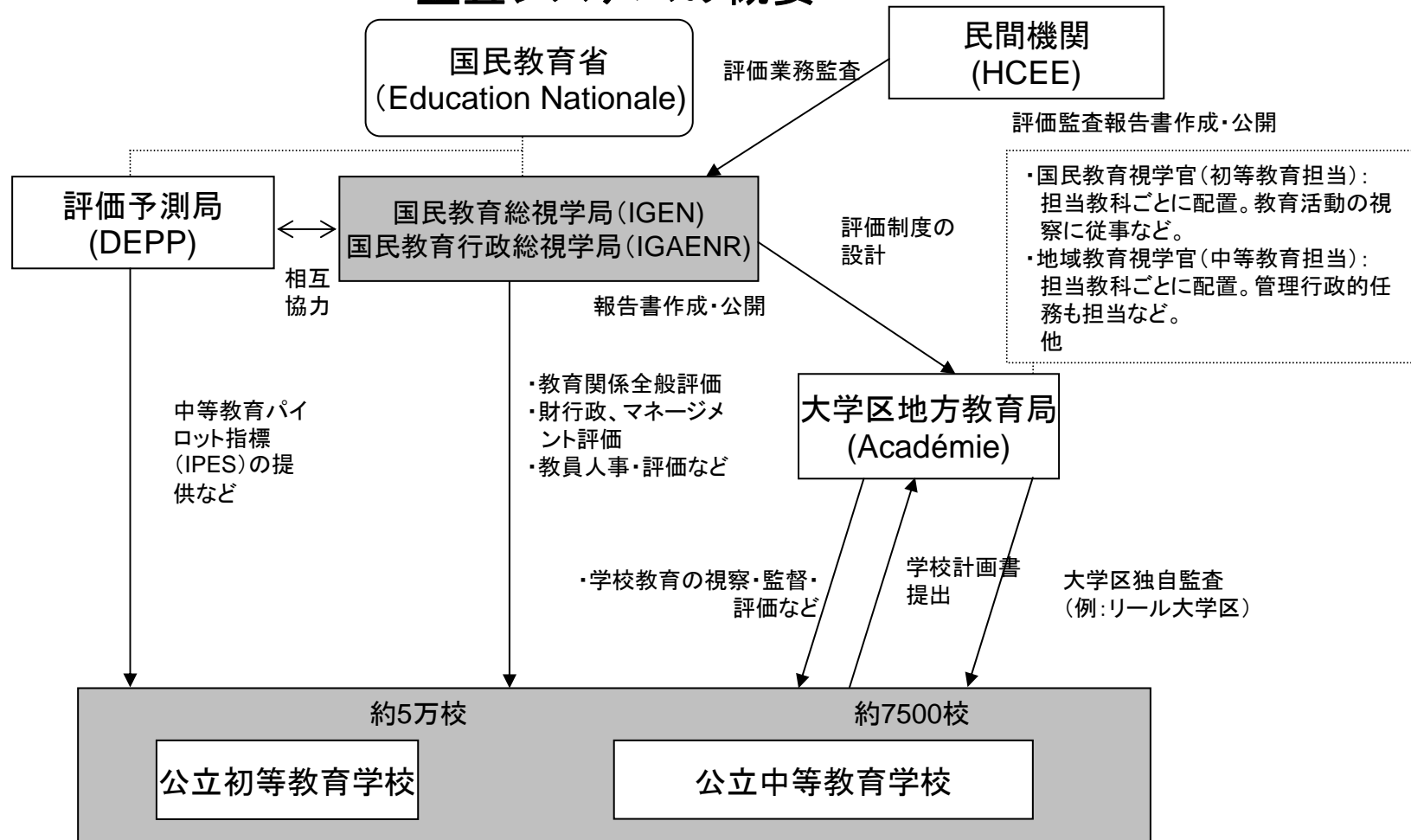
関連する教育改革・教育制度

- 1980年後半以降、フランスの教育改革は教育水準の向上を目指して推進されてきた。教育内容・方法は画一化から多様化へ、教育行財政は中央集権から地方分権へ。
- 1982年以降の地方分権化推進により、初等中等学校の設置者が国から地方へ移行。しかし、初等中等教育における教育課程の基準策定、すべての教育段階における教員人事・給与など、基本的に広範囲を国が責任を負う。
- 1802年以降、国による視学制度の運用。しかし、視学の内容は「国民教育総視学局 (IGEN)」による学校教育、教育関係事項全般と、国民教育行政総視学局 (IGAENR)による財行政、マネージメントであり、学校をひとつの教育組織として評価する制度ではない。
- 一方、国民教育省内の「評価予測局」が統計的評価と調査を担当。中等教育パイロット指標 (IPES)を開発し、学校に全国統一の指標を提供している。学校は学校教育計画書作成の際にこの指標をツールとして活用し、自らの活動を診断している。導入当時、評価項目が多岐にわたること、学校関係者のIT技術力不足、校長評価としての誤解などがあり活用が進まなかった。現在、中等学校では約75%が活用しているが、初等学校では運用がとまっている。
- 伝統的に中央集権的な教育行政制度を採用し、国が巨大な権限を有している。国が全ての国民に対して一定水準以上の質のある教育を保証する役割を担っているため、学校の選択制は整備されていない。

第三者評価制度の効果

- 大学区の判断によって導入されているが、第三者評価制度導入先進大学区であるリール大学区では制度設計上の問題などから、学校改善の効果がみられなかったため現在運用を中止している。

フランスにおける第三者評価制度 監査システムの概要



備考 IGEN: Inspection générale de l'éducation nationale,
IGAENR: Inspection générale de l'administration de l'éducation nationale et de la recherche,
DEPP: Direction de l'évaluation, de la prospective et de la performance, HCEE: Haut conseil de l'évaluation de l'école

フランスにおける第三者評価制度

リール大学区における監査制度の目的・概要・プロセス

■監査の目的

本制度は1990年当時リール大学区総長ペール氏の強いリーダーシップによって導入された。ペール総長によれば、「各学校が自らの施策と実践を省察し、成功と困難を知る機会を与えること」に置かれ、各学校の自己改善を助けることを目的にしている。

■監査のサイクルと各サイクルの概要

(1991年－1995年): 4年間で全中等学校(521校)を監査。学校運営全体の仕組みを監査することが目的。235名の監査官が導入された。監査は4名のチームで実施。メンバーは、視学官2名(中央視学官、地方視学官)、他校校長1名、外部者1名(財界人、教育関係者)。

(1998年－2002年): 小学校、中学校の一部に対して監査を実施。小学校と中学校の継続性に焦点を置いた監査。この回から教員が監査チームに参加したが、客観性を維持できずよい結果とならなかった。

(2002年－2004年): いくつかの学校の査察を実施。2004年に査察を中止。

■監査プロセス

0. 視学制度に基づく、地方教育視学官の調査の後に、大学区独自の監査を実施。

1. 学校やその他情報源(学校担当の地方視学官、大学区)からの情報収集

学校側の事前提出資料は、学校に関する統計的資料、学校計画書、学校評議会の意見書、地方視学官の報告書。

2. 上記基礎データの分析により査察のポイントを絞りこむ

3. 訪問視察によりあらゆる学校関係者と面接

4. 分析表をもとに監査結果のレポート作成

5. その監査レポートを学校長に提示し協議する

6. 最終監査レポート作成。

7. 最終監査レポートを学校と大学区に提出する。

フランスにおける第三者評価制度

リール大学区における監査項目

■監査項目

監査に用いられる分析表の項目は、5領域からなる。

1・学校の特質

立地条件、地域の状況、スポーツ設備、文化的環境、経済界との関係、学校輸送、入学者の学力水準、生徒の社会階層。

2・学校の政策

学校教育計画、関係者の関わり、学校教育計画の目標に関連した教育活動戦略の実施、契約活動計画、諸資源の積極的利用、学校開放の状況、成人教育、教育活動の評価、障害児の統合。

3・生徒への対応

【教育的側面】授業の質、チームティーチング、生徒への支援

【資源的側面】教員の安定性、能力の活用、教職員の責任、改善計画、特別室の有無

【学校生活】生徒の受け入れ、生徒の勤勉さ、欠席状況、情報資料センターの活用、クラブ、課外活動、生徒代表の養成、暴力非行の状況、雰囲気

4・学校経営

校長のリーダーシップ、指導部の力量、チームによる決定、内部外部のコミュニケーションの程度

5・学校の達成度

進級状況、生徒の追跡調査、卒業生の追跡調査、県や大学区内での学業成績の位置、学校イメージ

■報告書の内容

1. 学校の特徴
2. 実施されている学校政策
3. 生徒へ管理、ケアの質
4. 学校運営システム
5. 学校のパフォーマンス
6. 結論(長所5点、短所5点、改善案の提案)

各章一頁ほどの記述方式で、細かい分析的評価をせず、長所短所を5点ずつ記述するという簡単なものである。公開はされない。

出典: "Evaluer les établissements scolaires en jeux, experiences, débats", L.DEMAILLY, 1998

ニュージーランドにおける第三者評価制度

教育制度、第三者評価制度の特徴等

教育指針(National Education Guidelines)

- 教育法(1989年)に基づき、策定
- 4つの領域から構成されている。
 - ・ 教育目標(National Education Goals)
 - ・ 教育カリキュラムに関する基本方針(Foundation Curriculum Policy Statement)
 - ・ 教育カリキュラム(National Curriculum Statement)
 - ・ 学校経営指針(National Administration Guidelines)

教育制度、第三者評価制度の特徴

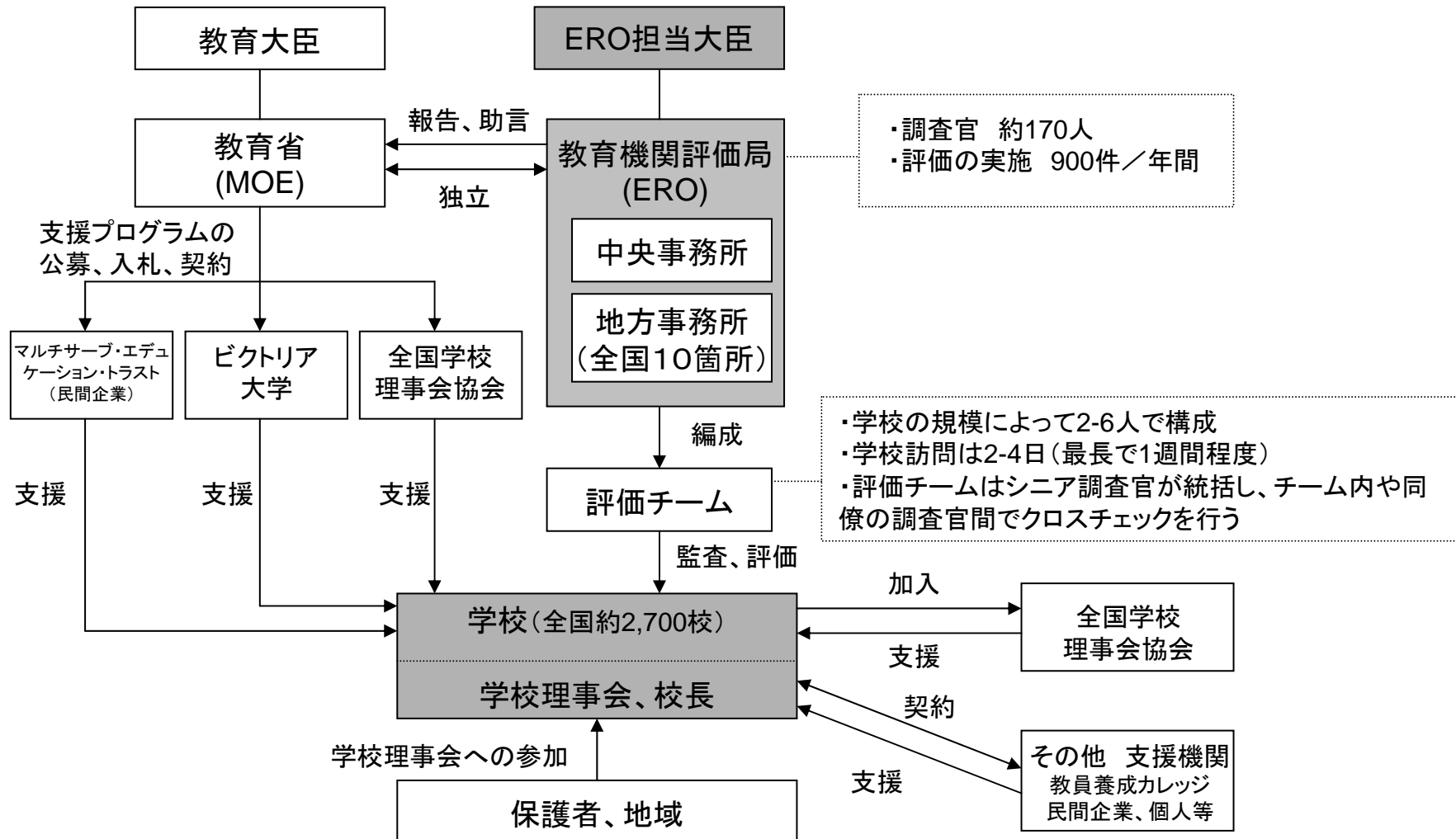
- 教育委員会の廃止
- 学校経営に関する事項の決定権を有する学校理事会(Board of Trustees)の設置、学校理事会による学校の運営
 - ・ 学校経営に関する短期的／長期的な戦略計画を策定
 - ・ 継続した学校自己評価の実施
 - ・ 教育指針の範囲内でカリキュラムを編成
 - ・ 教員を任用
 - ・ 予算の裁量権を保有
- 教育省から独立した機関として教育機関評価局(Education Review Office)の設置、教育機関評価局による学校第三者評価の実施
 - ・ 学校自己評価を重視し、学校間競争を意図しない評価システム
- 学校(学校理事会)に対する支援機関、支援体制の整備
 - ・ 学校改善にむけて外部機関が支援

第三者評価制度の効果

- 学校改善のためのマネジメントサイクルの中で有効に寄与している。

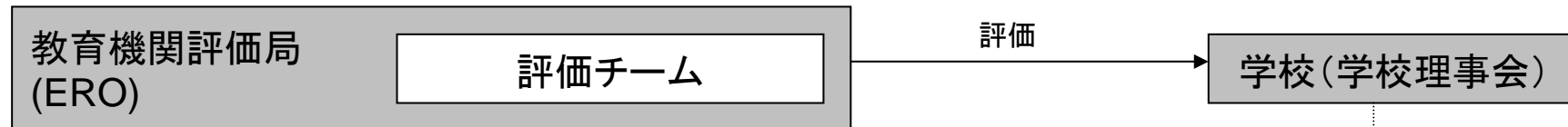
ニュージーランドにおける第三者評価制度

評価システムの概要



ニュージーランドにおける第三者評価制度

評価サイクルと評価プロセス



【学校訪問前】

- ・訪問日程及び評価チームの責任者(コーディネータ)を学校に通知
- ・評価に必要な資料(学校自己評価等)の事前送付を学校に依頼
- ・評価プロセスや評価の優先事項について学校と協議

【学校訪問当日】

学校訪問の実施(通常2~4日、学校規模によっては最大1週間程度)

- ・学校理事会メンバーへのヒアリング
- ・授業への立会い
- ・評価に関連する各種資料(テストの結果など)の確認
- ・学校訪問結果について、学校理事会メンバーと協議

【学校訪問後】

- ・学校訪問終了後20日以内に、評価報告書案を学校へ送付
- ・学校からの返信を受け、必要な修正を行った最終報告書を学校へ送付
- ・最終版報告書は学校へ送付されるとともに、ウェブサイトや新聞で公開される

* 重要な問題が指摘された場合には、半年後に再度調査が行われる。

【学校訪問前】

- ・学校理事会は、自身が評価に参加するか否かを検討し決定
- ・評価に必要な資料(学校自己評価等)を事前に評価チームへ送付
- ・評価プロセスや評価の優先事項について評価チームと協議

【学校訪問当日】

- ・評価チームとのミーティングに参加

【学校訪問後】

- ・評価報告書案を確認し、コメントがある場合には15日以内に評価チームへコメントを送付

○評価のサイクル

- ・通常は3年に1回
- ・重大な問題が指摘された場合には、通常よりも短い期間で再度評価が行われる

ニュージーランドにおける第三者評価制度

評価の目的と評価項目

■第三者評価制度の目的

学校理事会を核とする学校経営の円滑化を主眼とし、学校自己評価を重視した評価システムとなっている。
学校改善のためのマネジメントサイクルに第三者評価制度を位置づけている。

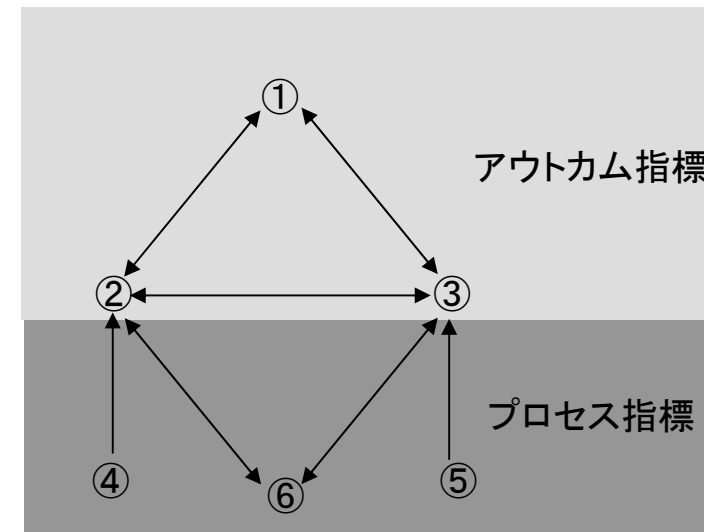
■評価項目

1.アウトカム指標

- ①児童生徒の学習到達度
- ②児童生徒の学習への取り組み
- ③児童生徒の知識、技術、価値

2.プロセス指標

- ④上記②に影響を及ぼす指標
 - ・教員による教授の質
 - ・児童生徒へのアセスメントとフィードバック
 - ・児童生徒の学校生活の環境保持
 - ・学校と家庭の連携
- ⑤上記③に影響を及ぼす指標
 - ・全国カリキュラムへの準拠
 - ・カリキュラム編成と利用
- ⑥上記②あるいは③と影響を及ぼし合う指標
 - 学校の統治と経営
 - ・専門性に裏付けられたリーダーシップ
 - ・日々のマネジメント
 - ・学校全体を見据えた計画
 - ・評価・改善
 - ・物的資源のマネジメント
 - ・人材のマネジメント



出典: "Evaluation Indicators for Education Reviews in Schools",
Education Review Office, 2003.

ニュージーランドにおける第三者評価制度

評価制度における学校改善の仕組み

■ 支援プログラムの内容(例)

- ・学校のカリキュラムや教科書の作成支援、カリキュラムのアセスメント
 - ・学校の目標設定に関するコンサルティング
 - ・学校内部の各種マニュアル(人事マニュアル等)に関するコンサルティング
 - ・校長と学校理事会の役割分担に関するコンサルティング
 - ・経営コンサルティング
 - ・保護者からの質問、相談への対応
 - ・各種研修の実施
 - ✓ 教員の資質向上に資する研修
 - ✓ 校長等を対象としたリーダーシップ研修
 - ✓ 学校理事会委員の選挙にあたっての候補者への研修
 - ✓ 新任の学校理事会委員への研修
 - ✓ 当該学校理事会全体を対象とした研修
 - ✓ 地域あるいは全国合同での研修
- 等

(参考) 学校理事会 (Board of Trustees) に対する支援プログラムについて

- ・教育省が支援機関と契約を締結し、支援活動は支援機関が実施(教育省は財政的に寄与)。
 - ・学校理事会に対する支援プログラムを提供している支援機関・個人は多数にのぼるが、教育省と契約を締結している支援機関は地域ごとに限定されている(全国で4地域に区分)。
 - ・学校理事会は、教育省と契約を締結している支援機関から、無料で支援プログラムの提供を受けることができる。
- 一方、それ以外の支援機関から、有償で支援プログラムの提供を受けることも任意である。